

名取市立小中義務教育学校使用済 GIGA スクール端末売却（条件付一般競争入札）仕様書

1 目的

GIGA スクール構想の下で整備されたタブレット端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。一方で、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付け「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本契約においては、この方針に沿って適切に処分を行うことを目的とする。

2 受注条件

- （1）公告日から引き続き、受注者（以下「買主」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。
- （2）GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が「3 データ消去」に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和 6 年度の処分実績が本件処分台数を上回る事）を有していること。
- （3）上記 2 点について、当該実績の証明書類等の写しを入札参加申請書に添付すること。

3 データ消去

- （1）買主は、義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた買主の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化すること。
- （2）GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「8 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行すること。
- （3）端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。
- （4）本作業後、作業完了報告書を提出すること。

4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

データ消去期限：令和8年3月31日まで

支払期限：データ消去完了後30日以内

5 引き渡し対象品

- ・GIGA スクール端末 iPad 第7世代（Apple 社製 iPad Wi-Fi モデル）
- ・GIGA スクール端末の付属品（端末カバー、画面保護フィルム、Lightning キーボード、USB-C 充電ケーブル、20W USB-C 電源アダプタを含む現状有姿品）

6 予定数量・引き渡し場所

別紙「予定数量・引き渡し場所」による。

7 引き渡し方法

名取市（以下「売主」という。）および買主は、対象品を引き渡しする日時・場所・数量等について事前に協議を実施する。

買主は協議内容に基づき、端末を回収するために必要な車両等を手配のうえ、引き取り運搬等が必要となる一切の費用を負担し、安全な措置を講じて作業を行うものとする。

8 処分方法

買主は、別紙に記載の回収場所から端末を回収し、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- （1）「小型家電リサイクル法」を遵守し、「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における買主の認定計画に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施すること。
- （2）GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- （3）買主の認定計画に準拠した処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（2024 年1月改訂、以下、「セキュリティガイドライン」という。）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能なすべてのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法（以下、「上書き消去法」という。）で確実にデータ消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去法が不可能な端末は、データの復元が不可能と言われる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行うこと。

- (4) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業車名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売主が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、売主の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) 買主の認定計画に基づき、GIGA スクール端末を再使用する場合は、売主が所有していたことが明らかなシール等はすべて削除すること。

10 支払い方法

買主より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了したことの確認をもって履行確認とし、受注金額の支払手続きを速やかに行うこと。

11 協議事項

売主の担当職員との連絡を密にして作業に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売主と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売主の担当職員と協議し、その指示に従うこと。

12 損害賠償

契約に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰すべきものを除き、すべて買主の責任において処理すること。

13 その他

- (1) 本契約では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買主は、作業の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- (2) 本事業に係る費用には、作業の遂行に必要な経費一切を含めるものとする。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項であっても、その履行に際しての必要な事項については、売主と協議のうえ、誠実に対応すること。
- (4) 本仕様書に関して、確認、変更が必要な事項が生じた場合は、売主と協議すること。
- (5) 買主は、本契約内容の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに売主へ当該事由の内容及び売主が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- (6) 買主の作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売主は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。